

## 郡上市男女共同参画推進条例（案）

豊かな自然があふれ、歴史と文化が息づく郡上市。この地で、人と人とのつながりを大切にしながら生きていくことが私たちの願いです。

そのためには、市民一人ひとりが命を尊び、お互いを認め合い、ともに意見を出し合って、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、個性と能力を十分に発揮し、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会を築くことが、今を生きる私たち、そしてこれから未来を担っていく子どもたちにとって必要なことであると考えます。

ここに私たちは、男女共同参画によるまちづくりを積極的に推進していくことを決意し、女（ひと）と男（ひと）がともにいきいきと暮らせる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者並びに教育等関係者の責任及び役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画 男女が互いに尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- （2） 市民 市内に居住、通勤又は通学する者をいう。
- （3） 事業者 市内において、営利、非営利を問わず、事業を行う個人、法人及び団体をいう。
- （4） 教育等関係者 市内において、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育及び保育に携わる者をいう。
- （5） セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方に不快感を与え、又は相手方の生活環境を害し、若しくは性的な言動に対する相手方の対応によって当該相手方に不利益を与えることをいう。
- （6） ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者（過去において親密な関係にあった者を含む。）への身体的、経済的、精神

的又は性的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

- (7) 積極的改善措置 男女共同参画の機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の基本理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個性と能力を発揮する機会が確保され、個人の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別で役割を分けるような社会制度や慣行によって社会活動を制限されることなく、自己の意思と責任において多様な生き方を選択することができるように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者若しくはその他の団体における方針の立案及び決定の過程において、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における子の養育、家族の介護等、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域等家庭以外の分野における活動を両立して行うことができるようにすること。
- (5) 国際社会及び国内における男女共同参画に関する取組を積極的に理解し、連携すること。

(市の責任と役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たり、市民、事業者及び教育等関係者（以下「市民等」という。）並びに国、県及び他の地方公共団体と連携し、かつ協力して取り組まなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責任と役割)

第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責任と役割)

第6条 事業者は、性別にとらわれることなく、個人の能力を適正かつ公平に評価し、

男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、その事業に従事する男女が就業と家庭生活を両立させることができるよう職場環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育等関係者の責任と役割)

第7条 教育等関係者は、教育及び保育の場において、男女共同参画のための教育及び保育の重要性を認識し、男女共同参画の推進に配慮した教育及び保育に努めるものとする。

(性別による人権侵害行為の禁止)

第8条 全ての人、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる場において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とした差別的な扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の人権を侵害する行為

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第9条 全ての人、公衆に表示する情報において、性別による権利の侵害を是認し、若しくは助長する表現又は過度に性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(男女共同参画に係る基本計画等)

第10条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に係る基本的な計画（以下「男女共同参画プラン」という。）を策定しなければならない。

2 市は、男女共同参画プランを策定し、又は変更しようとするときは、市民等の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、第16条に規定する郡上市男女共同参画推進審議会に諮問しなければならない。

3 市は、男女共同参画プランを策定し、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。

4 市は、毎年、男女共同参画プランの実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

(積極的改善措置)

第11条 市は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、性別等による格差が生じていると認められる場合は、必要な範囲において、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

(学習の支援、情報提供及び啓発活動)

第12条 市は、男女共同参画について、市民等の理解を深めるため、学習の支援、情報の提供及び啓発活動に努めなければならない。

(災害等への対応における配慮)

第13条 市は、災害時等の対応(災害等の発生に備える対策を含む。)においては、男女共同参画の視点に十分配慮するよう努めなければならない。

(推進体制)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図らなければならない。

(意見及び相談への対応)

第15条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての意見及び相談(次項において「意見等」という。)を受け付けたときは、関係機関と連携し、適切に対応しなければならない。

2 市は、前項の規定による意見等に対応するために必要があると認めるときは、次条に規定する郡上市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

(郡上市男女共同参画推進審議会)

第16条 男女共同参画の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、郡上市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、市長に対して答申する。

- (1) 男女共同参画プランの策定、変更に関する事。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の重要事項に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事。

3 審議会は、前項に掲げる事項のほか、男女共同参画の推進に関して必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べる事ができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民の代表
- (3) 事業者の代表
- (4) 教育等関係者の代表
- (5) その他市長が必要と認める者

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。